

該当ページ	新	旧
1	2019 年度	平成 31 年度
2	対象とする空家の種類 本計画で対象とする空家等の種類は、法第 2 条第 1 項に規定する空家等	記載なし
2	7 所有者等の責務 法第 3 条で「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、空家等の管理責任は第一義的には所有者等にあることが前提となり、瓦や外壁等が落下するなど、近隣家屋へ損害を与えたり、通行人に危害を与えないよう所有者等が自らの責任において空家等を適切に管理すべきものである。 また、空家等を原因とし被害にあった場合などの民事上の問題についても、所有権等に基づき当事者同士で解決を図ることが原則となる。	記載なし
3	防災・防犯上の問題	防災上の問題
3	適切な管理が行われていない空家等が引き起こす様々な問題が既に顕在化しているが、原因となっている空家等には建物の状況からみて利活用が困難なものと可能なものがあり、それぞれ以下の特徴がある。	空家等が引き起こす様々な問題が既に顕在化しており、「利活用が困難な空家等」と「利活用が可能な空家等」に分けることができる。
1 4	店舗・事務所及び集合住宅	今後の活用が見込まれる店舗・事務所及び集合住宅
2 4	平成 2 8 年度に	記載なし
3 3	(表) の変更	
3 4	全国版空き家・空き地バンク (平成 29 年 10 月から試行運用、平成 30 年度から本格運用)	平成 29 年度から運用された全国版空き家・空地バンク
3 4 ・ 3 6	空き家・すまい総合相談室	空き家・住まい総合相談室

37	著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態	保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態
38	<p>特定空家等に対する基本的な考え方の追記</p> <p>「第5章 空家等対策計画の基本的な考え方」、「第6章 空家等対策計画の具体施策」において掲げているように本市では、まず全ての関係部署と連携し、空家所有者等に対して指導等を行うことにより、可能な限り特定空家等を発生させないように努める。</p> <p>しかしながら、指導等にもかかわらず、適切な管理等が行われない場合には、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが想定されるため、必要な措置を講ずることとする。</p>	記載なし
40	削除	勧告後、所有者等により特定空家等の改善が図られたことが確認された場合は、勧告を撤回する。
43	<p>今後の課題</p> <p>本市の空家等対策における課題として、中長期的に検討が必要となる事項について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■データ更新の手法の調査・検討</li> <li>■空家バンクの活用方法の調査・検討</li> <li>■市外・県外からの移住支援の調査・検討(住宅リフォーム等)</li> <li>■地域課題解決のための空家等の利活用支援策の調査・検討</li> <li>■地域活性化のための跡地利用の支援策の調査・検討</li> <li>■相談窓口体制の構築・見直し改善</li> <li>■空家等の解体・除却に対する支援の調査・検討</li> <li>■特定空家等の判断基準の調査・検討</li> </ul>	記載なし
50～53	空家等に関する所有者意向調査 調査票	記載なし